

議 会 資 料	議案第 7 5 号
こども家庭課	

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令に対応するため、所要の改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

①児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正

児童福祉法第 33 条の 10 に、第 2 項及び第 3 項が加えられたことに伴い、条例中当該部分を引用している第 12 条の「第 33 条の 10 各号」を、「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改めます。

②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う改正

乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断に関する規定が追加されました。

3. 改正による効果等

①児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正

児童養護施設等の仕組みを家庭的保育事業等にも適用することにより、行政という外部の目が入ることで、客観的な事実確認と、子どもの安全を最優先した迅速な介入が可能となり、子どもの権利擁護が大幅に強化されます。

②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う改正

乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、保育所等の長等は、その乳幼児健康診査の結果を把握することで、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとなります。

現行	改正後（案）
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第12条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)
第17条 （略）	第17条 （略）
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(<u>母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u>) <u>(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>

現行	改正後（案）
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)
第17条 （略）	第17条 （略）
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u> が行われた場合であって、 <u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>

3・4 (略)	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>
	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>
	3・4 (略)	